

児童虐待

児童虐待とは

保護者や、保護者に代わる養育者などが、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達をそなう行為をいいます。虐待であるかどうかは、親が決めるのではなく、子どもの視点・子どもの立場で判断します。

虐待は4つのタイプに大きく分けられます。

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

放置や養育の拒否(ネグレクト)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV など)

相談(通告)って難しい…だけど

児童虐待の疑いがあったり、発見したりしたときには、児童相談所・市に相談(通告)してください。虐待かどうかを確認する必要はありません。相談者(通告者)の秘密は守られます。(児童福祉法第25条および児童虐待防止法第5条、第6条)

児童虐待かな…と思ったら児童相談所虐待対応ダイヤル

189(いちはやく)

※最寄りの児童相談所につながります。
通話料は無料です。

月～金曜日 8:30～18:15

上記時間外は、下記「休日夜間児童虐待通報ダイヤル」へ

児童虐待通告・相談先

朝霞市子ども未来課	☎048-463-0364(直通)
所沢児童相談所	☎04-2992-4152
休日夜間児童虐待通報ダイヤル	☎048-779-1154
朝霞警察署	☎048-465-0110 緊急の時は110番通報を。

相談するほどではないけれど…

子育てについてさまざまな人と話したい・話を聞いてみたい。そんな時は…サークルや講演会、児童館、支援センターなどに出かけてみてはいかがでしょうか? 詳しくは3～6ページ